

令和 7 年 12 月 10 日

健康管理委員 殿

東京都電機健康保険組合
(公印省略)

健康測定機器『骨ウェーブ』の貸し出しについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では加入員への健康づくりの一環といたしまして、事業所向けに健康測定機器「骨ウェーブ」の無料貸し出しを行うことといたしました。

つきましては社内における従業員様への健康意識づくりへのきっかけとして、ぜひご利用くださいますようお願い申し上げます。

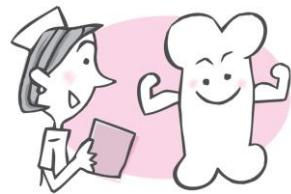
※ご利用の流れや手続き方法等につきましては、別紙をご参照下さい。

保健事業部 健康事業課
TEL 03-3834-7216



健康測定機器レンタル のお知らせ

加入事業所様向け健康測定機器の貸出をはじめました！
従業員の健康管理や健康意識向上にぜひご活用ください！



レンタル対象機器

1. 骨健康度測定器 骨ウェーブ

レンタル費用は無料！！



お申込み方法

WEB または FAXでのお申込みとなります。

【申込URL】 <https://forms.gle/texkYhhAgghohCNR6>



【FAX番号】 045-317-7909

※レンタル期間は原則1週間となります。
※ご利用前にレンタル規約を必ずご確認ください。

お問合せ

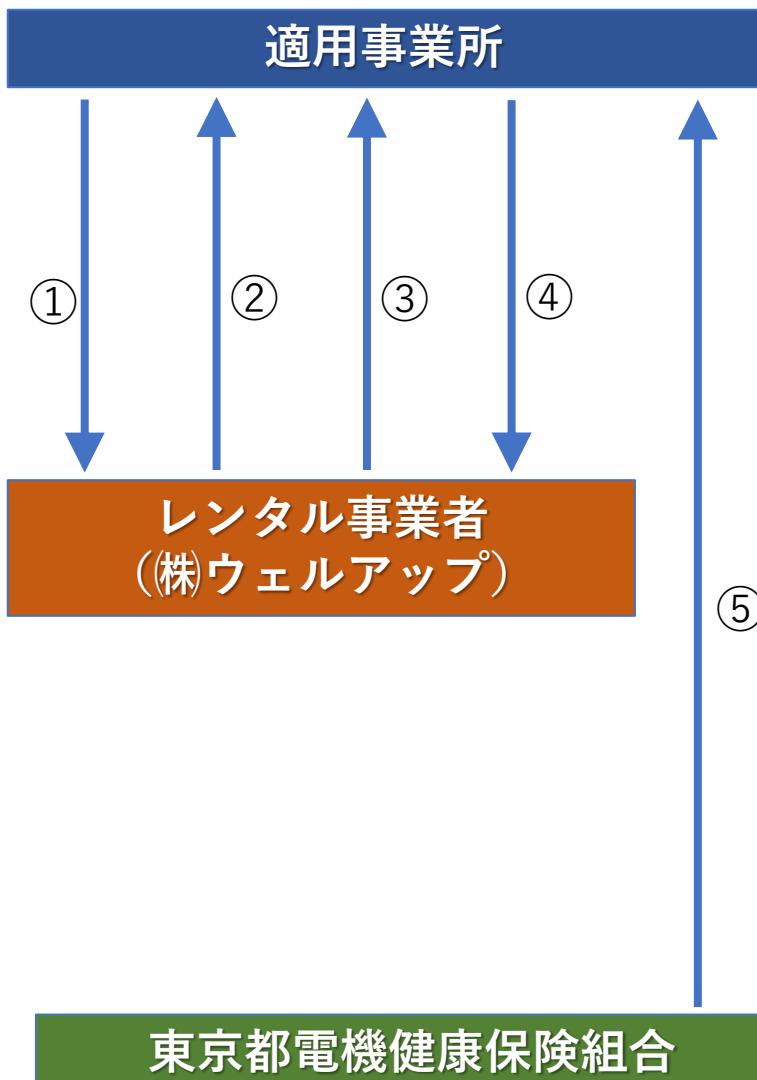
機器の貸出・使用に関するお問合せは下記までお願ひいたします。

株式会社ウエルアップ

【TEL】 045-317-7908 (担当：木村一貴、手塚)

【E-MAIL】 ka.kimura@wellup.jp

骨ウェーブ レンタルご利用の流れ



- ①レンタル利用の申込（WEB【googleフォーム】またはFAX）
※申し込み後、レンタル事業者より申込を受付した旨の通知が届きます。
- ②ご希望の日程で貸出可能な場合は、後日レンタル事業者より内容確認書類が届きます。
※ご希望の日程に空きがない場合は、ご連絡のうえご相談させていただきます。
※貸出日程についてお間違いが無いかご確認ください。
- ③レンタル開始日に合わせ、レンタル事業者より機器の発送
※機器が届きましたら、同梱物及び動作確認をお願いいたします。
- ④ご利用後、レンタル機器の返却及びアンケート回答
※次の方へのスムーズなご利用のため、期日までにご返却をお願いいたします。
- ⑤後日、電機健保より測定値集計結果を共有させていただきます。
※原則セコム電子配信システムでのご提供となります。

ご利用に関しましてレンタル規約を必ずご確認ください。

東京都電機健康保険組合 健康測定機器 レンタル申出書

ご記入日 年 月 日

事業所記号		事業所名称	
担当部署名		フリガナ	
		ご担当者名	
電話番号		FAX番号	
送付先住所	〒		
レンタル利用希望日	第一希望	令和 年 月 日 から1週間	※出来るだけ 第三希望まで ご記入ください。
	第二希望	令和 年 月 日 から1週間	
	第三希望	令和 年 月 日 から1週間	
その他連絡事項			

«レンタル規約の内容をよくお読み頂き、ご理解頂きましたら以下に□をお入れください。»

レンタル規約の内容を理解しましたので、レンタルを申し込みます。

▼レンタル申込先FAX番号▼

045-317-7909

※送信後、実施事業者より申込を受理した旨の連絡が参ります。
送信後1~2日経っても連絡がない場合は、下記連絡先までお問合せください。

◆健康測定機器の使用に関するお問合せ先

【実施事業者】

株式会社ウエルアップ

電話番号: 045-317-7908 (担当: 木村一貴、手塚)

Eメール : ka.kimura@wellup.jp

東京都電機健康保険組合 健康測定機器
レンタル利用規約

東京都電機健康保険組合（以下当組合という）は健康測定機器（以下物件という）のレンタル利用事業（以下本事業という）について以下のとおり定めることとする。

第1条（利用目的）

本事業は利用者が物件の利用を通じて、健康状態を簡易に把握し、生活習慣の見直しや健康新進、病気の早期発見のきっかけ作り等を目的として実施する。

第2条（利用対象）

本事業における利用者は東京都電機健康保険組合に加入する被保険者及び被扶養者とし、当該利用者が所属する当組合適用事業所を利用責任者とする。なお物件のレンタルは当組合適用事業所を対象とし、利用者個人へのレンタルは行わないこととする。

第3条（レンタル利用の申出）

利用においては利用責任者より株式会社ウエルアップ（以下実施事業者という）を通じて、当組合へ利用の申出を行い、当組合がこれを承認した場合に限り利用させるものとする。

第4条（レンタル期間）

1) レンタル期間は原則1週間とする。ただし当該期間以降の日において他の利用者における利用予定がない期間であって、かつ当組合が認めた場合に限り当該期間を越えて利用させることができる。

2) 利用責任者は物件のレンタル期間が終了したときは、すみやかに当該物件を指定された場所へ返還しなければならない。

第5条（物件の保管・使用・維持）

1) 利用責任者は物件の引き渡し当日以内に物件の正常動作確認を必ず行うこととし、その結果物件が正常に動作しなかった場合、すみやかにその事実を実施事業者に通知しなければならない。前述の通知がなされない場合、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとする。

2) 利用者等は物件（物件の全部または一部にソフトウェアが含まれている場合は、当該ソフトウェアも含む、以下同様）の改造・加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡、又は物件を転貸してはならない。

3) 利用者等は物件を譲渡、又は担保権を設定するなど、当組合の権利を侵害する一切の

行為をしてはならない。

- 4) 利用者等は物件について、他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないよう保全するとともに、仮にその様な事態が生じた際は、直ちにこれを当組合に通知し、且つすみやかにその事態を解消させるものとする。
- 5) 利用者等は物件の使用にあたり、医療機関において医師等が使用する場合を除き、測定結果に基づく診断及び医療行為を行ってはならない。

第6条（損害賠償）

- 1) 物件引き渡し後、利用者等及び第三者に対して生じた損害について、当組合は一切の損害賠償の責を負わない。
- 2) 物件自体又はその設置・保管若しくは使用によって、第三者に与えた損害については、利用責任者がこれを賠償する。
- 3) 物件が滅失・毀損（修理不能、又は所有権の侵害を含む）した場合、又は物件が返還不能になった場合には、利用責任者は代替物件の購入代金を支払うものとする。
- 4) 利用責任者が物件の返還日までに物件を返還しなかった場合、または返還が遅延したことにより次に物件を利用する者に与えた損害については、利用責任者がこれを賠償するものとする。

第7条（信義則）

当組合及び利用者等は、信義に基づき本規約を履行するものとし、本規約に定めのない事項が生じた際は、各々誠意をもってこれを協議解決するものとする。